

## 質問回答

2017年1月30日

「イラン国シャヒード・ラジャーイー発電所建設事業準備調査」

(公示日:2017年1月18日/公示番号:161041)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P4 (3) 本邦招へいの実施	「被招へい者に係る航空券手配、国内移動・宿舎手配、空港送迎等の受入業務、及び被招へい者の引率、簡単な通訳等を行う同行案内人の手配等の管理業務については、当機構が行うものとする。」との記載につきまして、当社は、被招へい者の費用(旅費・日当等)を以外の、当社人員分(調査団、通訳)のみに係る費用を見積に計上すればよいとの理解でよろしいでしょうか。	本邦招へいの実施業務に係る経費としては、御社人員分に係る分を含め、下記の項目を計上して下さい。なお、各費目の単価等については、「コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン」( <a href="https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000pwgq3-att/tra_201606_guide.pdf">https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000pwgq3-att/tra_201606_guide.pdf</a> )の別紙1「経費の取扱いについて」と同一とします。  1) 諸謝金(講師謝金、原稿謝金、見学謝金等) 2) 会場借上費、各種機材損料 3) 資料作成費・購入費、資料翻訳料 4) 招へい同行者等旅費
2	P10 15) 環境アセスメント(EIA) 報告書案の作成	EIA のイラン国内の承認は本調査業務期間内に終了しないとの認識でよろしいでしょうか。	本調査業務期間中に、EIA に関するイラン国内における必要な全ての承認を得ることは必須としていません。本調査業務において、イラン国内で必要となる承認手続き及びその必要期間等についても情報収集頂くとともに、可能な限り本調査業務期間内、それが可能でない場合は本調査業務期間終了後のできる限り早期の手続き完了に向

			け先方実施機関と調整頂くことを想定していません。
3	P16 5.現地再委託	現地再委託ではイラン国の企業と当社が直接契約を締結することになります。イランの特殊事情として契約締結前にその企業が制裁対象になっているか、なり得る側面があるかを確認しなくてはなりませんので、その確認を国内再委託として専門機関に委託したいと考えております。その場合、その再委託は認めて頂けるのでしょうか。また、認めて頂ける場合は、本見積、別見積のどちらになるのでしょうか。	現地再委託先企業が制裁対象となっていないことの確認を専門機関に国内再委託することを認めます。本経費については本見積としてください。

以上